

# 葛巻町水道ビジョン

令和3年3月



# 葛巻町水道ビジョン

## 目次

1. 水道ビジョンの策定背景	
（1）水道ビジョンの趣旨	1
（2）水道ビジョンの計画期間	1
（3）水道ビジョンの位置づけ	2
2. 町の概況と水道事業の概要	
（1）地勢	2
（2）町の概要	3
（3）水道事業の概要（沿革）	3
（4）各地区施設の概要	4
①葛巻地区 ②江刈地区 ③馬淵川地区 ④星野地区 ⑤山形川地区 ⑥江刈川地区 ⑦西部地区 ⑧戸草沢地区 ⑨鍋倉地区 ⑩上鍋倉地区 ⑪鷹ノ巣地区 ⑫上平地区	
3. 水道事業の現状と見通し	
（1）給水人口・普及率の推移	16
（2）配水量・有収率の推移	16
①町全体の配水量・有収率の推移	
②施設ごとの使用水量等	
③用途ごとの使用水量等	
（3）水質の状況	18
（4）管路(資産)の状況	19
（5）経営の状況	20

4. 基本理念・基本方針	22
(1) くずまきの水道：基本理念「人と地域を支え、くずまきの水を未来へ」	
(2) くずまきの水道：基本方針「安全で安定的な水道水の供給を図る」	
5. 目標と実現方策	
(1) 水道事業の健全経営【持続】	23
①健全経営の維持	
②運営体制の維持（組織力強化）	
(2) 安全で安定的な水道水の確保【安全】	24
①水質管理体制の構築（計画的な施設の更新・維持管理）	
②安定的な水道水の確保	
(3) 施設の防災対策強化【強靱】	24
①管路(施設)の耐震化	
②危機管理対策の強化	
6. 水道ビジョンのフォローアップ	25

## 1. 水道ビジョンの策定背景

### (1) 水道ビジョンの趣旨

町の水道事業は、昭和 31 年に葛巻地区の簡易水道事業の創設認可を受けて以来 64 年が経過し、現在の水道普及率は 94%を超え、生活環境及び公衆衛生の向上に寄与するとともに、生活に欠かすことのできないライフラインとなっています。

一方、人口減少に伴う料金収入の減少、施設の老朽化に対応する経費の増加など、町の水道事業を取り巻く状況は一層厳しさを増しています

国では、水道の取り巻く環境が大きく変化していることから、国民の生活や経済活動を支えてきた水道の恩恵を、今後もすべての国民が継続的に享受し続けることができるよう、50 年、100 年後の将来を見据え、水道の理想像を明示するとともに、その理想像を具現化するため、平成 25 年に「新水道ビジョン」を策定しています。

また、県においても、国の動向を踏まえ将来における水道のあり方やその実現に向けて、令和元年に「新しいわて水道ビジョン」を策定しています。

このような状況を踏まえ、町では水道事業の現状を明らかにし、長期的な視点に立ち、安全で強靱な水道を持続することを目的に「葛巻町水道ビジョン」を策定しました。

### (2) 水道ビジョンの計画期間

このビジョン設定期間は、経営戦略との整合性を図る観点から令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間とします。

**計画期間：令和 2 年度～令和 11 年度**

**(2020 年度～2029 年度)**

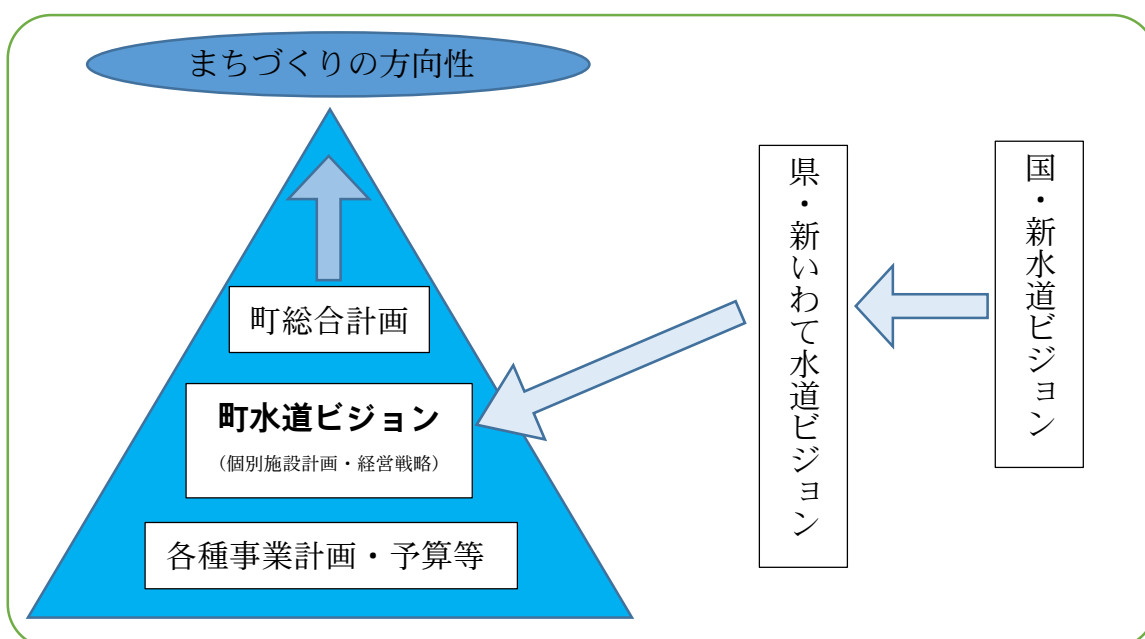
### (3) 水道ビジョンの位置づけ

このビジョンは、国や県の取り組み等との調整を図りながら、町の「総合計画」を上位とし、当町の水道事業の基本計画として位置づけます。

また、国が策定した「新水道ビジョン」及び岩手県が策定した「新しいわて水道ビジョン」を踏まえ、「安全」、「強靱」、「持続」の3つの視点から、水道事業の将来像等を設定します。

なお、このビジョンは「個別施設計画」としても位置付けられることから、水道事業の基盤強化に関する取り組みを一層推進していく必要があります。

これらを踏まえた水道独自の基本理念に基づいた事業の運営に関する長期的な方向性と施策推進の基本的な考え方を示します。



## 2. 町の概況と水道事業の概要

### (1) 地勢

葛巻町は、北緯40度線上の北上高地の東北部に位置し、面積は434.96km<sup>2</sup>、東西27.2km、南北31.3km、岩手の百名山に名を連ねる遠別岳を始め千m級の山々に囲まれ、自然環境に恵まれた酪農を基幹産業とする町です。

町内には国道281号、国道340号、主要地方道一戸葛巻線が通っており、岩手県の内陸部と沿岸部を連絡する陸路の要衝となっています。

町の総面積の86%が緑豊かな森林で占められ、山の斜面は森林として活用され、高原は広大な牧場として利用されている。町の母なる川「馬淵川」は袖山高原に源を発し、町の中央を縦断し、県北部を潤しながら隣県八戸市を経て太平洋へと注いでいます。



## (水道事業の沿革)

- 昭和 31 年 4 月 葛巻簡易水道事業 給水開始  
(最終認可年月日 平成 4 年 3 月 31 日)  
計画給水人口 : 3,790 人  
計画 1 日最大給水量 : 1,282 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 42 年 10 月 戸草沢専用水道 給水開始  
計画給水人口 : 160 人  
計画 1 日最大給水量 : 32 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 42 年 12 月 荒谷飲料水供給施設 給水開始  
計画給水人口 : 75 人  
計画 1 日最大給水量 : 11.3 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 44 年 4 月 鷹ノ巣飲料水供給施設 給水開始  
計画給水人口 : 97 人  
計画 1 日最大給水量 : 14.6 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 45 年 4 月 小屋瀬簡易水道事業 給水開始  
(最終認可年月日 昭和 43 年 9 月 5 日)  
計画給水人口 : 350 人  
計画 1 日最大給水量 : 71 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 46 年 4 月 鍋倉専用水道 給水開始  
計画給水人口 : 99 人  
計画 1 日最大給水量 : 25 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 47 年 12 月 昼沢飲料水供給施設 給水開始  
計画給水人口 : 98 人  
計画 1 日最大給水量 : 14.7 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 48 年 4 月 江刈簡易水道事業 給水開始  
(最終認可年月日 昭和 57 年 8 月 27 日)  
計画給水人口 : 3,870 人  
計画 1 日最大給水量 : 839 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 50 年 4 月 上平飲料水供給施設 給水開始  
計画給水人口 : 66 人  
計画 1 日最大給水量 : 14.7 m<sup>3</sup>/日



- 昭和 52 年 4 月 馬淵川簡易水道事業 給水開始  
(最終認可年月日 昭和 48 年 8 月 30 日)  
計画給水人口 : 2,400 人  
計画 1 日最大給水量 : 384 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 53 年 4 月 星野簡易水道事業 給水開始  
(最終認可年月日 昭和 48 年 8 月 30 日)  
計画給水人口 : 250 人  
計画 1 日最大給水量 : 73 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 54 年 3 月 上鍋倉専用水道 給水開始  
計画給水人口 : 82 人  
計画 1 日最大給水量 : 31 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 57 年 4 月 山形川簡易水道事業 給水開始  
(最終認可年月日 昭和 55 年 8 月 20 日)  
計画給水人口 : 386 人  
計画 1 日最大給水量 : 114 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 58 年 4 月 元木簡易水道事業 給水開始  
(最終認可年月日 昭和 55 年 10 月 20 日)  
計画給水人口 : 477 人  
計画 1 日最大給水量 : 205 m<sup>3</sup>/日
- 昭和 63 年 4 月 江刈川簡易水道事業 給水開始  
(最終認可年月日 昭和 61 年 6 月 20 日)  
計画給水人口 : 270 人  
計画 1 日最大給水量 : 112 m<sup>3</sup>/日
- 平成 21 年 12 月 西部簡易水道事業 給水開始 (4 事業統合)  
(最終認可年月日 平成 17 年 3 月 1 日)  
計画給水人口 : 480 人  
計画 1 日最大給水量 : 215 m<sup>3</sup>/日
- 平成 29 年 4 月 葛巻町上水道事業 営業開始 (12 事業統合)  
※公営企業会計開始  
(最終認可年月日 平成 29 年 3 月 23 日)  
計画給水人口 : 6,240 人  
計画 1 日最大給水量 : 4,570 m<sup>3</sup>/日

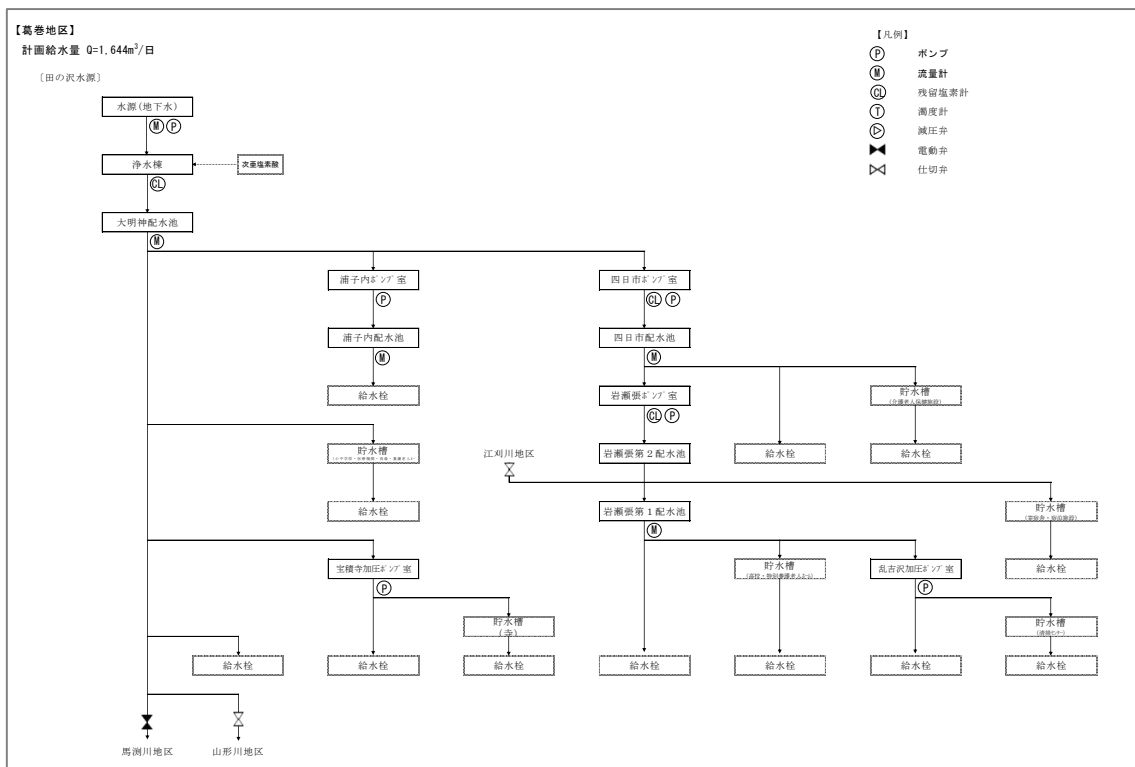
## (4) 各地区施設の概要

### ① 葛巻地区

田の沢水源（地下水）から取水ポンプにて取水した原水は、浄水場管理棟で次亜塩素酸ナトリウム溶液によって塩素滅菌消毒して大明神配水池へ送水し、配水池から自然流下方式によって配水系一円に給水されます。また、大明神配水池の末端の四日市ポンプ室から四日市配水池へ送水し、配水池から自然流下方式によって配水系一円に給水されます。

さらに四日市配水池の末端の岩瀬張ポンプ室から岩瀬張配水池へ送水し、自然流下方式によって配水系一円に給水されます。

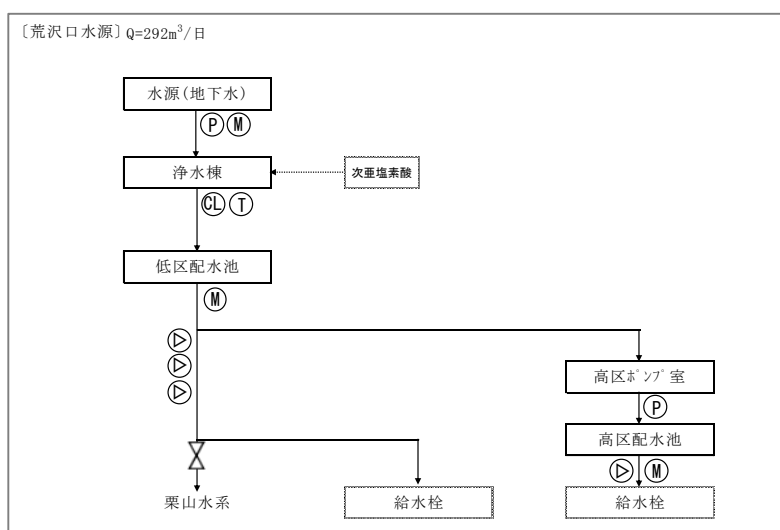
浦子内配水系は、大明神配水池から連絡管で浦子内ポンプ室に受水し、ポンプにより浦子内配水池に送水し、自然流下方式によって配水系一円に給水されます。



## ② 江刈地区：計画給水量 $Q=1,586\text{m}^3/\text{日}$

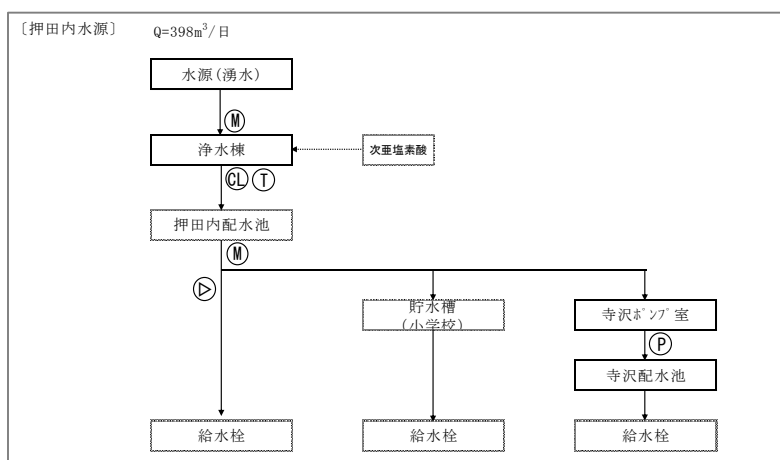
### ア 荒沢口水源系

荒沢口水源（地下水）から取水ポンプにて取水した原水は、浄水場管理棟で次亜塩素酸ナトリウム溶液によって塩素滅菌消毒して低区配水池へ送水し、配水池から自然流下方式により一部減圧弁で水圧調整を行ないながら配水系一円に給水されます。さらに低区配水系の高区ポンプ場から高区配水池へ送水し、配水池からは自然流下方式により一部減圧弁で適正水圧に調整を行ないながら配水系一円に給水されます。



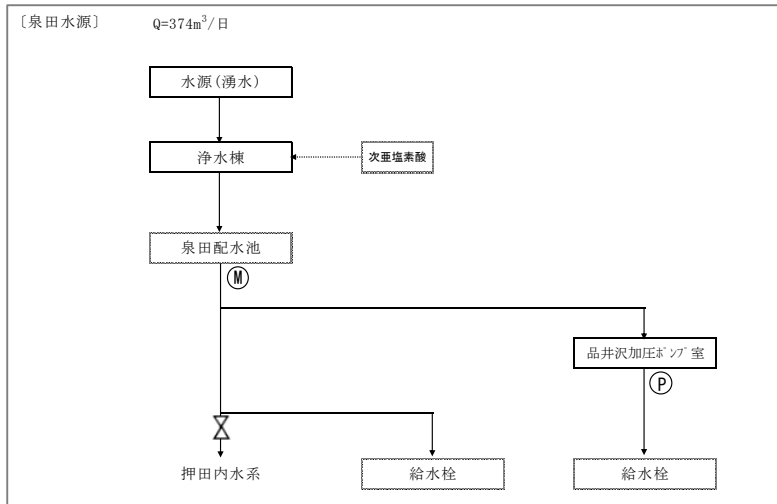
### イ 押田内水源系

押田内水源（湧水）から自然流下により取水した原水は、浄水場内で次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入し塩素滅菌消毒して押田内配水池へ貯留されます。配水池からは自然流下方式により一部減圧弁で適正水圧に調整を行ないながら配水系一円に給水されます。



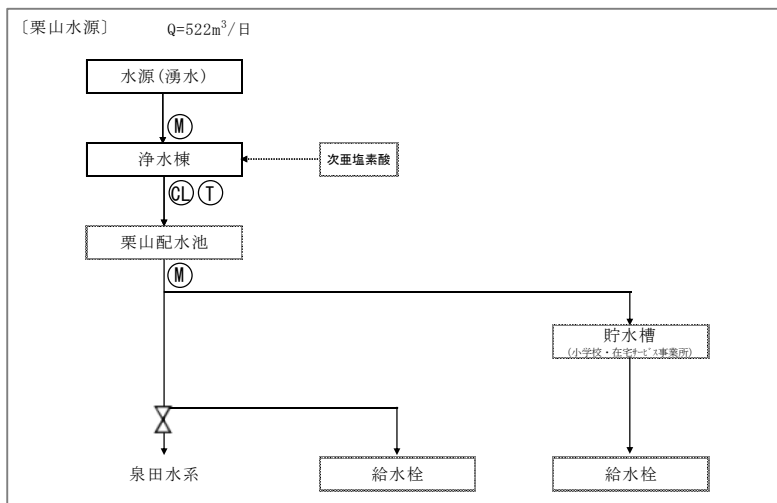
## ウ 泉田水源系

泉田水源（湧水）から自然流下により取水した原水は、浄水場内で次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入し塩素滅菌消毒して泉田配水池へ貯留されます。配水池から自然流下方式によって配水系一円に給水されます。



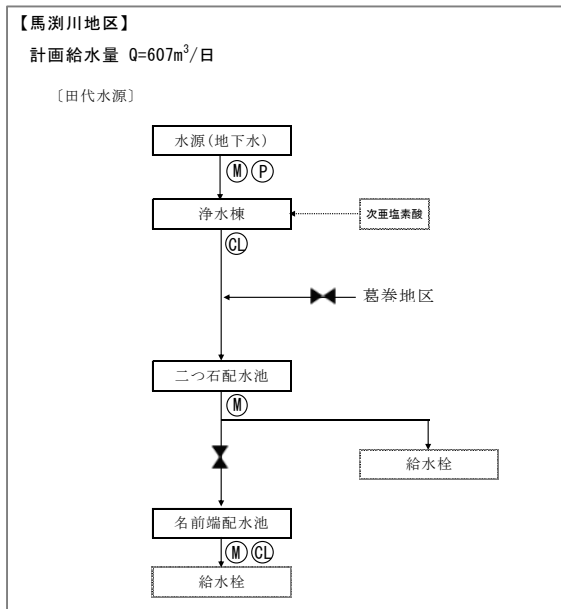
## エ 栗山水源系

栗山水源（湧水）から自然流下により取水した原水は、浄水場内で次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入し塩素滅菌消毒して栗山配水池へ貯留されます。配水池から自然流下方式によって配水系一円に給水されます。



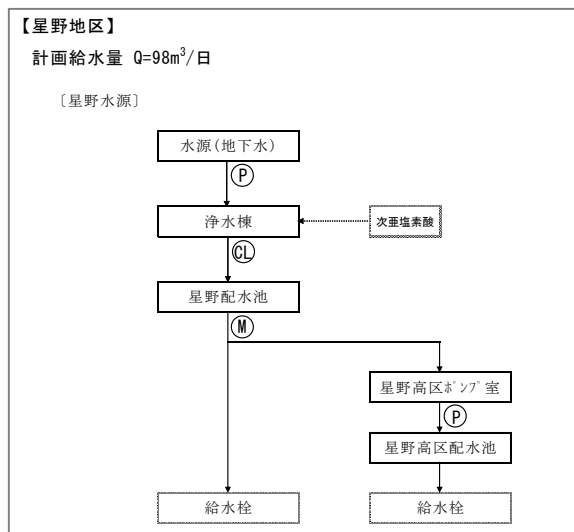
### ③ 馬淵川地区

田代水源（地下水）から取水ポンプにて取水した原水は、浄水場管理棟で次亜塩素酸ナトリウム溶液によって塩素滅菌消毒して二つ石配水池へ送水し、配水池から自然流下方式によって配水系一円に給水されます。さらに名前端配水池に一旦貯留し、自然流下方式により配水系一円に給水されます。



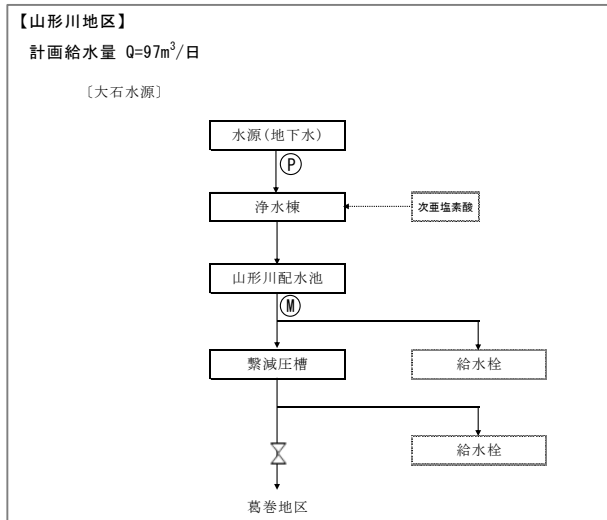
### ④ 星野地区

星野水源（地下水）から取水ポンプにて取水した原水は、浄水場管理棟で次亜塩素酸ナトリウム溶液によって塩素滅菌消毒して星野配水池へ送水し、配水池から自然流下方式によって配水系一円に給水されます。さらに星野配水系の高区ポンプ場から星野高区配水池へ送水し、配水池から自然流下方式によって配水系一円に給水されます。



### ⑤ 山形川地区

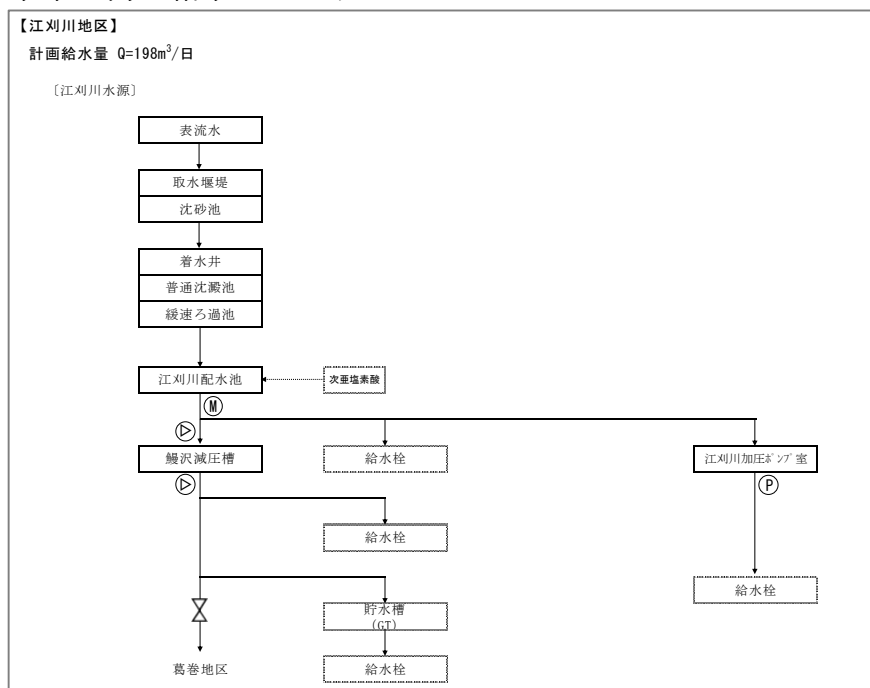
大石水源（地下水）から取水ポンプにて取水した原水は、浄水場管理棟で次亜塩素酸ナトリウム溶液によって塩素滅菌消毒して山形川配水池へ送水します。配水池からは自然流下方式により繫減圧槽で適正水压に調整を行ない配水系一円に給水されます。



### ⑥ 江刈川地区

元町川・支流高山沢の表流水を原水とし、取水堰堤，沈砂池を經由し導水管により浄水場の着水井に導水されます。導水した原水は、普通沈澱池，緩速ろ過池を經由し配水池に流入します。配水池で次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入して塩素滅菌消毒し浄水します。

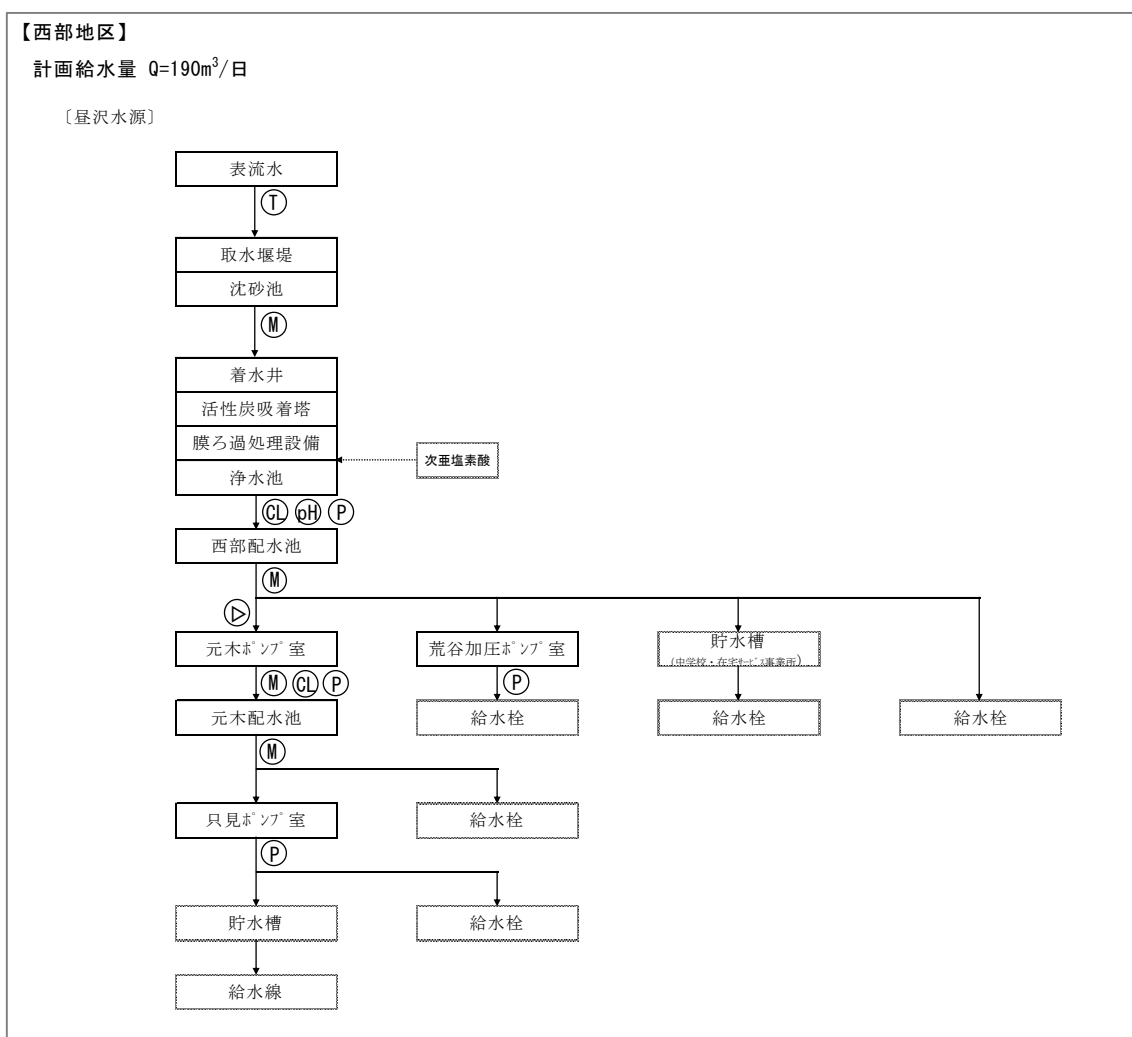
配水池からは自然流下方式により減圧弁と減圧槽で適正水压に調整を行ない配水系一円に給水されます。



## ⑦ 西部地区

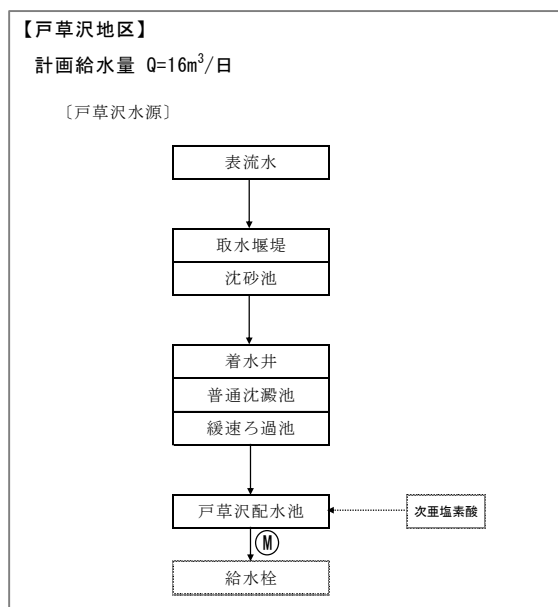
昼沢水源（表流水）を原水とし、取水堰堤、沈砂池を經由し導水管により西部浄水場の着水井に導水されます。浄水棟では、活性炭吸着塔、膜ろ過処理を行ない、浄水池にて次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入し、浄水とし同敷地内の西部配水池に一旦貯留されます。

昼沢、荒谷地区には自然流下方式により配水し、小屋瀬地区には減圧弁で適正水压に調整して配水します。また、元木地区には小屋瀬地区の減圧弁一次側より分岐し、配水しながら元木ポンプ室に受水します。元木ポンプ場から元木区配水池へ送水し、配水池からは自然流下方式によって配水系一円に給水されます。



### ⑧ 戸草沢地区

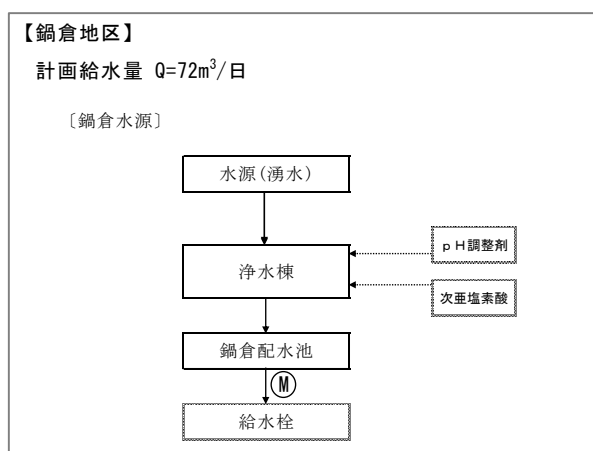
戸草沢水源（表流水）を原水とし、取水堰堤，沈砂池を經由し導水管により浄水場の着水井に導水されます。導水した原水は、普通沈澱池，緩速ろ過池を經由し配水池に流入します。配水池で次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入して塩素滅菌消毒し浄水します。配水から自然流下方式によって配水系一円に給水されます。



### ⑨ 鍋倉地区

鍋倉水源（湧水）から自然流下により取水した原水は、浄水場管理棟で塩酸によりpH調整を行ない、次亜塩素酸ナトリウム溶液によって塩素滅菌消毒し浄水します。

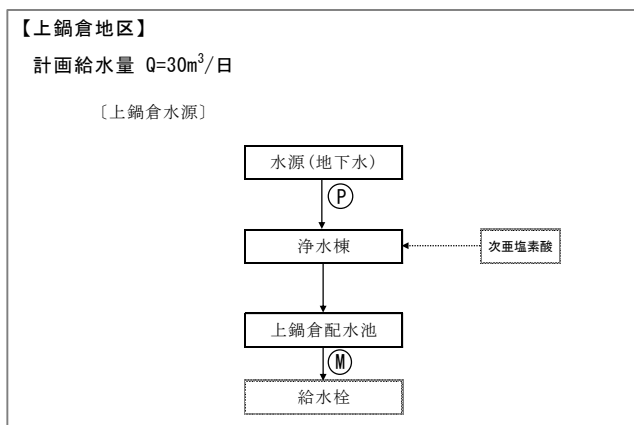
送水管により自然流下方式で鍋倉配水池に一旦貯留し、配水池から自然流下方式によって配水系一円に給水されます。





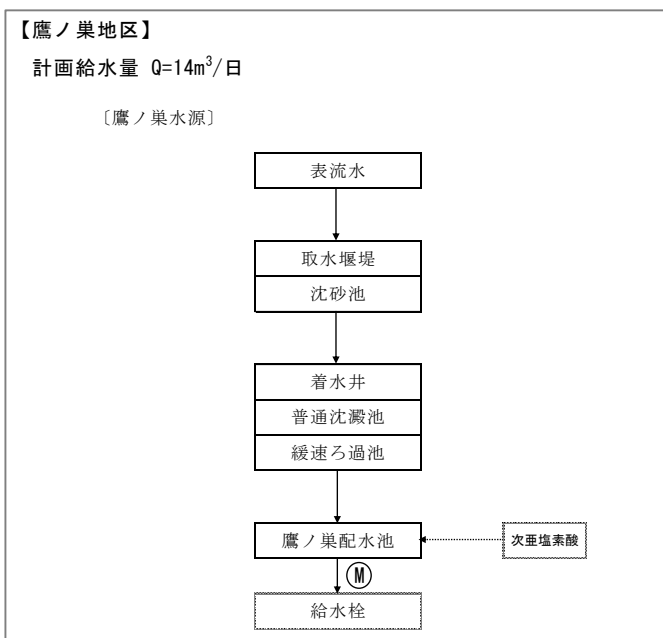
## ⑩ 上鍋倉地区

上鍋倉水源（地下水）から取水ポンプにて取水した原水は、浄水場管理棟で次亜塩素酸ナトリウム溶液により塩素滅菌消毒して上鍋倉配水池へ送水し、配水池から自然流下方式によって配水系一円に給水されます。



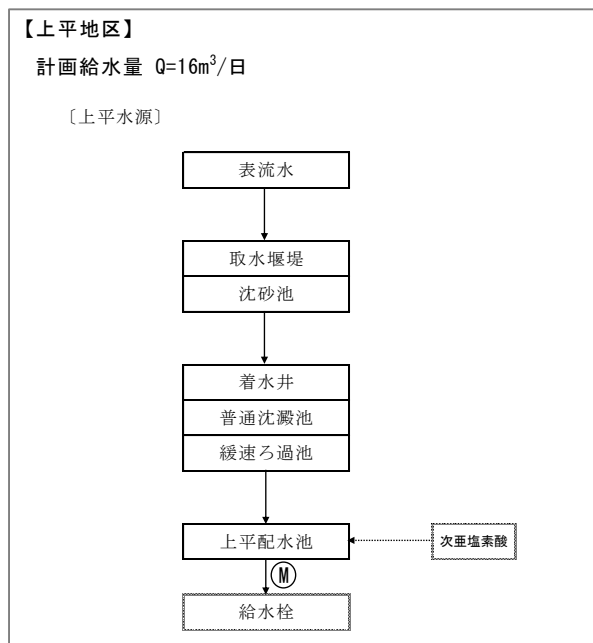
## ⑪ 鷹ノ巣地区

鷹ノ巣水源（表流水）を原水とし、取水堰堤、沈砂池を經由し導水管にて浄水場の着水井に導水されます。導水した原水は、普通沈澱池、緩速ろ過池を經由し配水池に流入します。配水池で次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入して塩素滅菌消毒し浄水します。配水から自然流下方式によって配水系一円に給水されます。

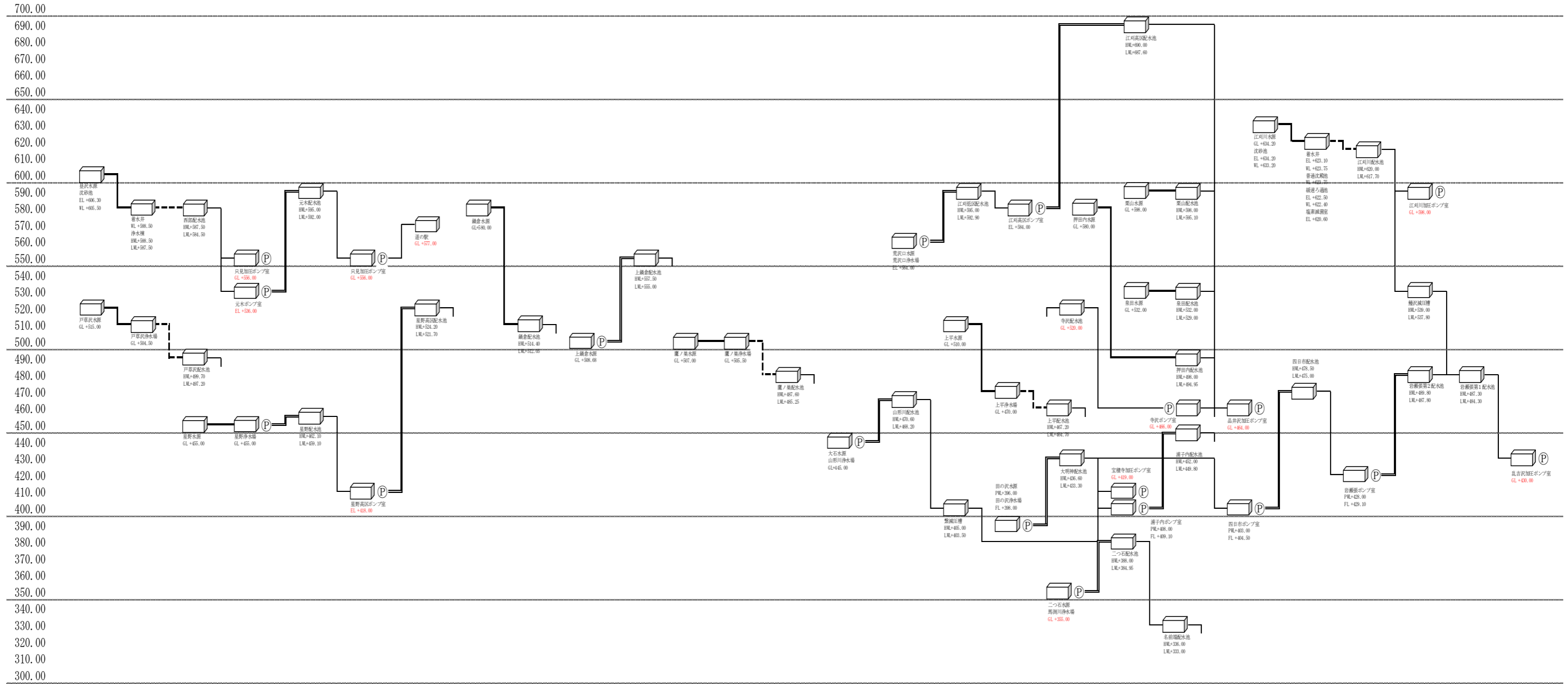


## ⑫ 上平地区

上平水源（表流水）を原水とし、取水堰堤、沈砂池を經由し導水管により浄水場の着水井に導水されます。導水した原水は、普通沈澱池，緩速ろ過池を經由し配水池に流入します。配水池で次亜塩素酸ナトリウム溶液を注入して塩素滅菌消毒し浄水します。配水から自然流下方式によって配水系一円に給水されます。



施設高低図

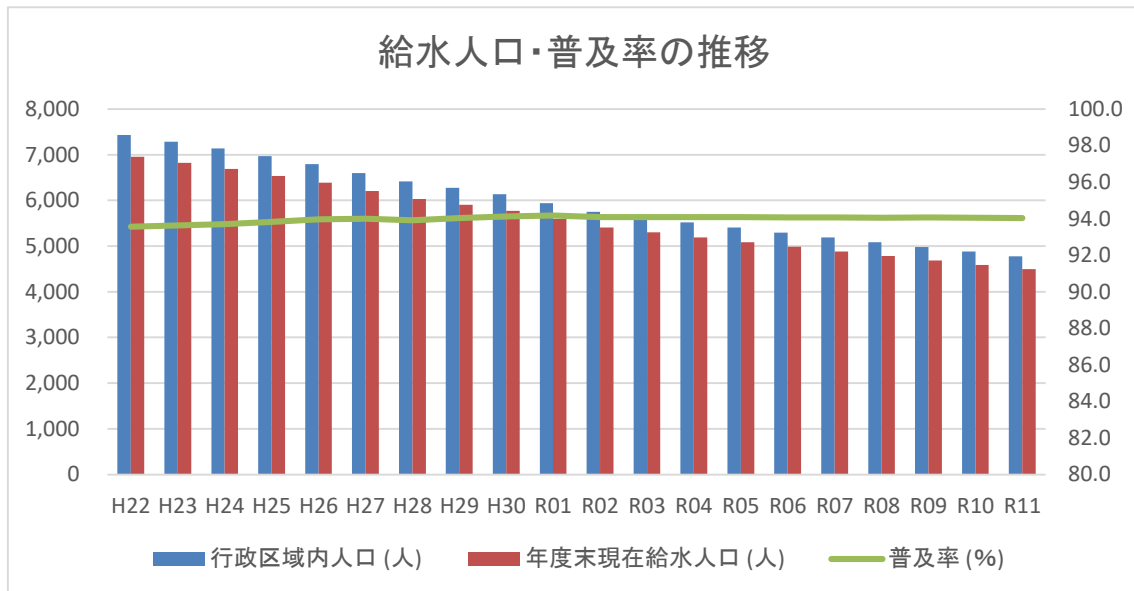


### 3. 水道事業の現状と見通し

#### (1) 給水人口・普及率の推移

行政区域内人口（町人口）が減少傾向で推移しており、併せて給水人口も減少しています。普及率は94%台を推移する見通しとなっています。

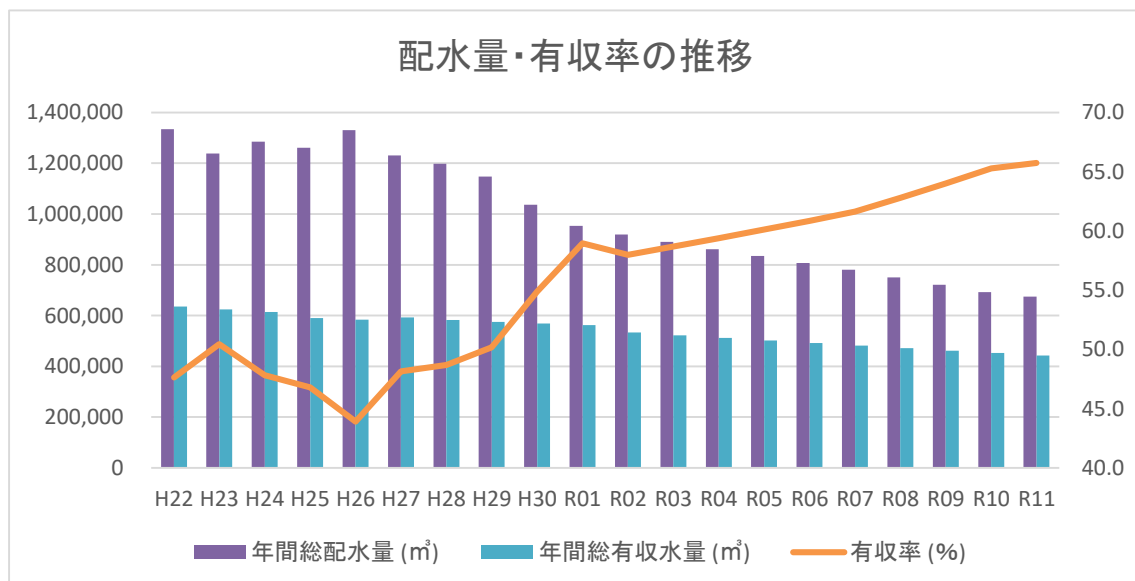
今後の見通しについても、国立社会保障・人口問題研究所の人口予測から人口減少が続くものと予測しています。



#### (2) 配水量・有収率の推移

##### ① 町全体の配水量・有収率の推移

町全体の配水量については、人口減少の見通しから減少するものと予測しています。また、平成25年度から令和元年度にかけて江刈地区水道整備事業が行われ、余分な漏水が減っていることから配水量が減少し、有収率が上昇傾向となっています。しかし、冬の凍結防止に伴う排水作業から有収率が低い状況です。今後の見通しについては、老朽化施設や配水管等を順次更新するため、有収率が向上する見通しとなっています。



## ②施設ごとの使用水量等

過去10年間の施設ごとの使用水量について、年度ごと及び1日平均が下記表のとおりとなっています。全体的には人口減少とともに減少傾向で推移しています。

使用水量（年間） （単位：m）

施設名	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
葛巻	(m)	288,079	284,163	279,501	263,509	261,800	269,061	267,710	259,501	253,571	249,646
江刈	(m)	198,230	194,271	193,174	187,543	185,651	184,500	180,735	177,942	175,156	174,052
西部	(m)	43,287	42,870	39,844	40,337	40,867	43,386	41,884	41,458	41,097	41,139
山形川	(m)	8,220	8,075	7,892	7,500	7,123	7,175	6,532	6,259	6,183	6,338
星野	(m)	8,364	8,616	8,474	8,470	7,855	7,849	7,975	7,847	8,079	8,640
馬淵川	(m)	51,723	49,731	47,781	46,322	45,638	45,447	43,475	43,979	44,299	43,918
江刈川	(m)	9,593	9,340	9,347	9,283	9,141	8,657	8,442	8,245	8,390	8,397
鷹ノ巣	(m)	2,560	2,431	2,521	2,356	2,173	2,208	2,371	2,399	2,395	2,525
鍋倉	(m)	11,794	12,226	13,538	13,147	13,388	13,674	13,965	13,817	13,622	14,223
上鍋倉	(m)	6,965	5,609	5,878	5,117	4,362	4,458	4,879	8,381	10,204	6,803
上平	(m)	3,423	3,597	2,977	2,798	2,920	2,945	2,405	2,388	2,599	2,810
戸草沢	(m)	3,434	3,594	3,697	3,547	3,375	3,302	2,851	3,484	3,665	3,410
計	(m)	635,672	624,523	614,624	589,929	584,293	592,662	583,224	575,700	569,260	561,901

使用水量（1日平均） （単位：m）

施設名	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
葛巻	(m)	789	776	766	722	717	735	733	711	695	682
江刈	(m)	543	531	529	514	509	504	495	488	480	476
西部	(m)	119	117	109	111	112	119	115	114	113	112
山形川	(m)	23	22	22	21	20	20	18	17	17	17
星野	(m)	23	24	23	23	22	21	22	21	22	24
馬淵川	(m)	142	136	131	127	125	124	119	120	121	120
江刈川	(m)	26	26	26	25	25	24	23	23	23	23
鷹ノ巣	(m)	7	7	7	6	6	6	6	7	7	7
鍋倉	(m)	32	33	37	36	37	37	38	38	37	39
上鍋倉	(m)	19	15	16	14	12	12	13	23	28	19
上平	(m)	9	10	8	8	8	8	7	7	7	8
戸草沢	(m)	9	10	10	10	9	9	8	10	10	9
計	(m)	1,742	1,706	1,684	1,616	1,601	1,619	1,598	1,577	1,560	1,535

※使用水量は測定における数値

## ③用途ごとの使用水量等

過去10年間の用途ごとの使用水量について、年度ごと及び1日平均が下記表のとおりとなっています。全体的には人口減少とともに減少傾向で推移しています。

使用水量 （単位：m）

用途	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
家庭用	(m)	432,273	417,492	414,920	390,005	396,490	397,746	390,299	384,822	381,004	375,532
営業用	(m)	102,338	102,732	98,107	100,312	94,437	95,135	91,480	189,290	187,463	185,493
団体会	(m)	40,760	43,601	42,019	37,850	36,661	42,569	41,658			
町立施設	(m)	59,415	59,778	58,087	56,604	55,768	56,463	58,374			
工業用	(m)	750	777	982	5,063	780	615	654	802	662	714
臨時用	(m)	136	143	509	95	157	134	759	786	131	162
計	(m)	635,672	624,523	614,624	589,929	584,293	592,662	583,224	575,700	569,260	561,901

使用水量（1日平均） （単位：m）

用途	単位	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01
家庭用	(m)	1,184	1,141	1,137	1,069	1,086	1,087	1,069	1,054	1,044	1,026
営業用	(m)	280	281	269	275	259	260	251	519	514	507
団体会	(m)	112	119	115	104	100	116	114			
町立施設	(m)	163	163	159	155	153	154	160			
工業用	(m)	2	2	3	14	2	2	2	2	2	2
臨時用	(m)	0	0	1	0	0	0	2	2	0	0
計	(m)	1,742	1,706	1,684	1,616	1,601	1,619	1,598	1,577	1,560	1,535

※H29年度より「団体会」、「町立施設」は「営業用」に統合

### (3) 水質の状況

水質状況については、水質検査計画に基づき、水系ごとに定期検査、水道水の安全管理を確実に実行しており、水質基準値をクリアしている状況にあります。

クリプトスポリジウム(耐塩素性病原微生物)対策については、原水で指標菌が検出されたことがある水源の指標菌検査を毎月行うとともに、クリプトスポリジウム検査を3箇月に1回検査し、水源が汚染されていないか確認していますが、発生事例はありません。

町の水源は概ね良好な水質を保っており、西部浄水場は膜ろ過による処置を施し、それ以外の原水は塩素消毒のみとなっています。

安全な水道水の供給を、今後も継続的に確保するために、関係機関との連携を図り、水源水質の監視に取り組みます。

#### 箇所別検査項目及び検査頻度（令和2年度水質検査計画より）

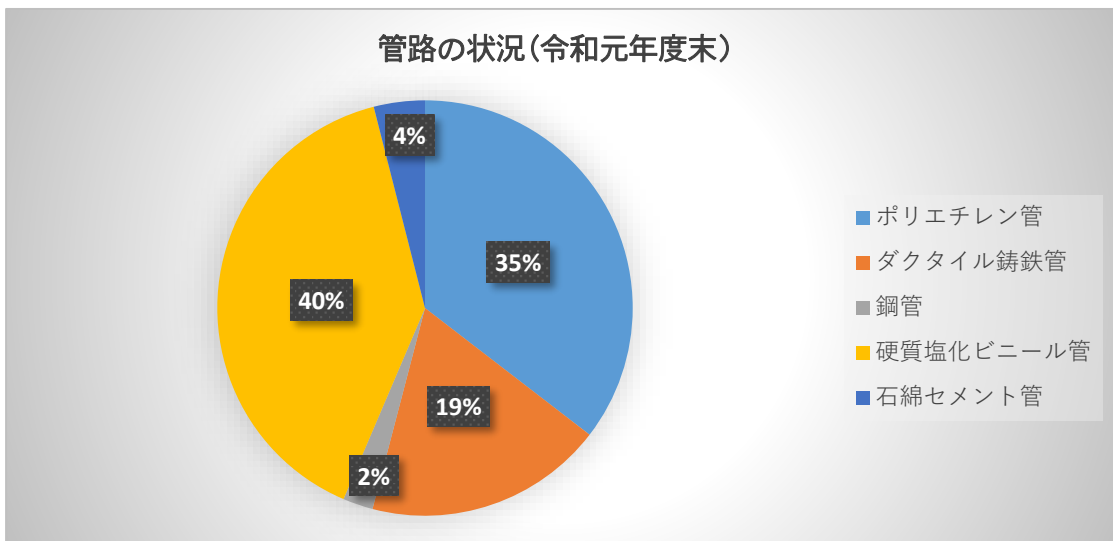
施設名	配水系	原水	浄水				備考
			年1回	年3回	年8回	超過項目等 (省略不可23以外)	
葛巻地区	田の沢	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8・40	指標菌検査 年4回 クリプト・ジアルシア検査 年1回
江刈地区	荒沢口	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8	指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルシア検査 年4回
	栗山	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8・33	指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルシア検査 年4回
	泉田	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8	指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルシア検査 年4回
	押田内	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8	指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルシア検査 年4回
西部地区	昼沢	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8	指標菌検査 年1回 クリプト・ジアルシア検査 年1回
山形川地区	大石	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8	指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルシア検査 年4回
馬淵川地区	田代	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8・40	指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルシア検査 年4回
星野地区	星野	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8・39・40	指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルシア検査 年4回
江刈川地区	江刈川	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8	指標菌検査 年1回 クリプト・ジアルシア検査 年1回
戸草沢地区	戸草沢	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	6・8	指標菌検査 年1回 クリプト・ジアルシア検査 年1回
鍋倉地区	鍋倉	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8	指標菌検査 年4回 クリプト・ジアルシア検査 年1回
上鍋倉地区	上鍋倉	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	6・8	指標菌検査 年12回 クリプト・ジアルシア検査 年4回
上平地区	上平	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8	指標菌検査 年1回 クリプト・ジアルシア検査 年1回
鷹ノ巣地区	鷹ノ巣	全40項目	全51項目	不可23項目	不可9項目	8	指標菌検査 年1回 クリプト・ジアルシア検査 年1回

注1) 上表のうち、「超過項目等(省略不可23項目以外)」欄の番号は、水質基準項目番号で表示した。

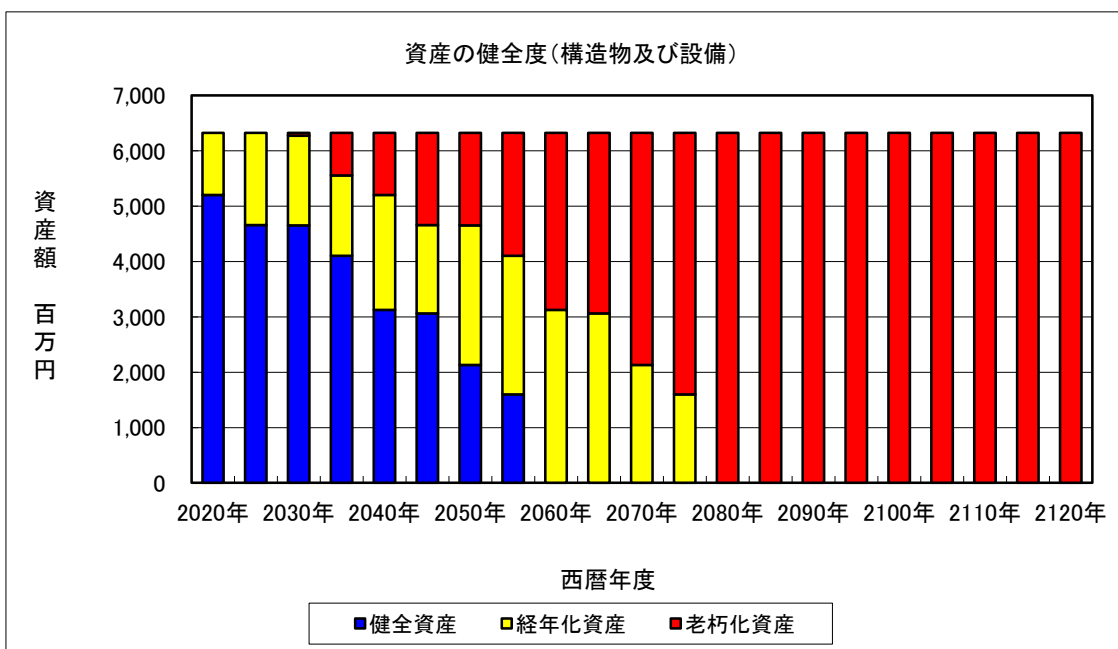
#### (4) 管路(資産)の状況

管路の総延長は153.5kmとなっており、そのうち硬質塩化ビニール管が60.8kmと最も多く、次いでポリエチレン管が54.4km、ダクタイル鋳鉄管が28.6kmとなっています。石綿セメント管が一部残っていることから今後更新を行う予定です。

資産の健全度は、平成の後期に西部地区、江刈地区水道管の布設替え工事が行われたことから、健全資産が多い状況となっていますが、冬の凍結防止に伴う排水作業から有収率が低い状況です。20年後の2040年には償却期間を終えた資産が約半数となることから、計画的な管路の更新が必要となっています。



	ポリエチレン管	ダクタイル鋳鉄管	鋼管	硬質塩化ビニール管	石綿セメント管	合計
延長(千m)	54.4	28.6	3.6	60.8	6.1	153.5
割合	35.4%	18.6%	2.3%	39.6%	4.0%	100.0%

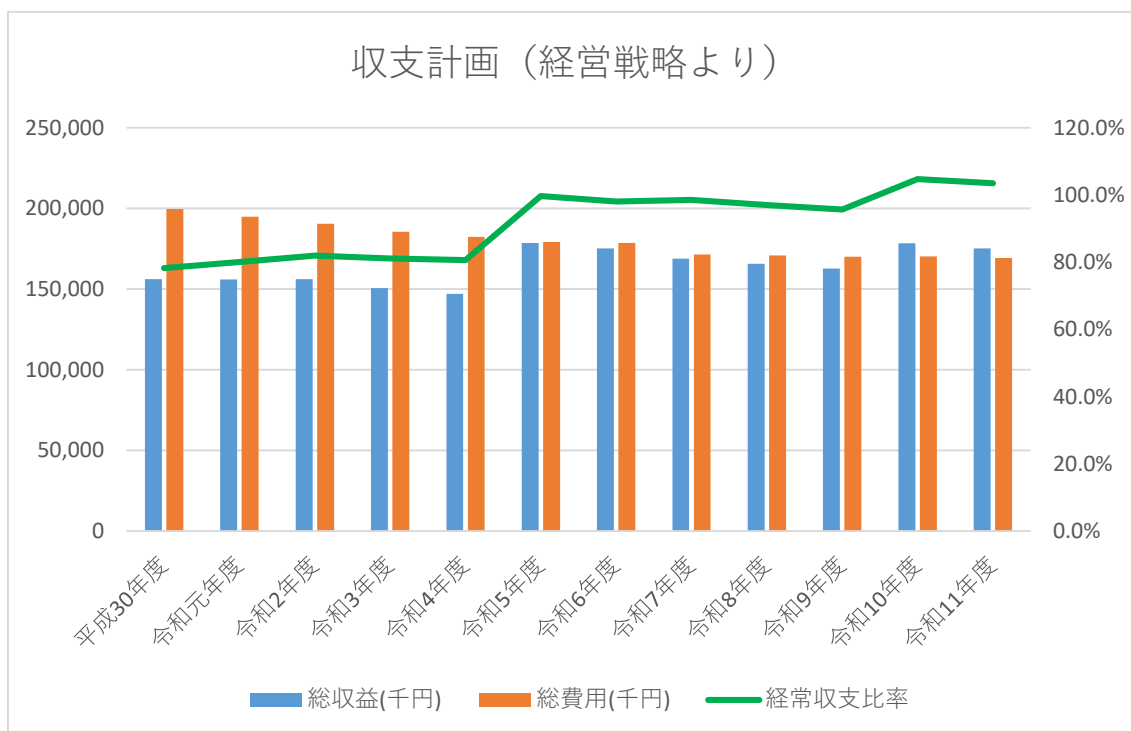


## (5) 経営の状況

平成29年度から水道法の適用を受け公営企業会計に移行したことに伴い、経営状況の見える化が図られています。令和元年度に「経営戦略」を策定し、令和11年度までの収支計画が公表されています。

現在は、経常収支比率が100%に満たない状況が続いており、総費用が総収益を上回り欠損金が発生する状況となっています。この状況が続くと、数年後に流動資産（預金・現金）が枯渇し、水道事業の運営ができない状態となります。

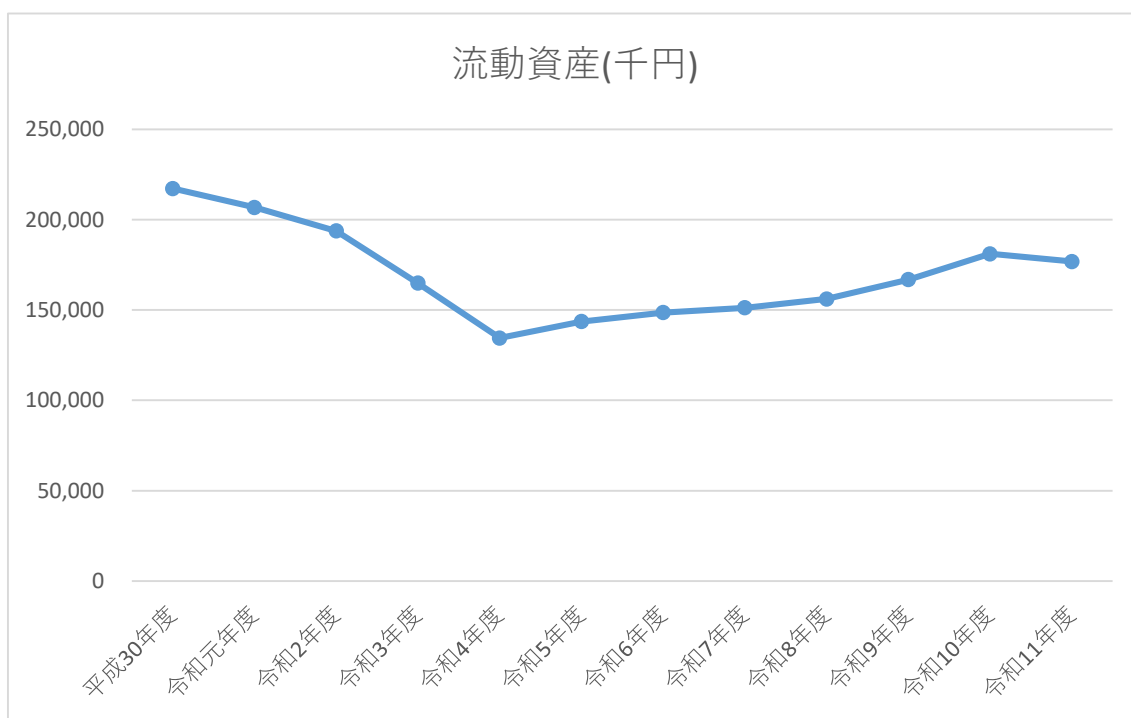
そこで、安定的な水の供給を図るため、「経営戦略」では総収益を増やすため、5年を目途に料金改定の検討を行い、10年間の計画期間中に経常収支比率100%を超える収支計画としています。



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総収益(千円)	156,249	156,078	156,196	150,597	147,099	178,668
総費用(千円)	199,602	194,886	190,526	185,576	182,331	179,218
経常収支比率	78.3%	80.1%	82.0%	81.2%	80.7%	99.7%

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
総収益(千円)	175,279	168,984	165,800	162,850	178,417	175,298
総費用(千円)	178,717	171,543	170,962	170,167	170,283	169,375
経常収支比率	98.1%	98.5%	97.0%	95.7%	104.8%	103.5%





	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
流動資産(千円)	217,269	206,778	193,728	164,861	134,518	143,660
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
流動資産(千円)	148,594	151,267	156,114	166,842	181,064	176,878

## 4. 基本理念・基本方針

### (1) くずまきの水道：基本理念

#### 「人と地域を支え、くずまきの水を未来へ」

国の「新水道ビジョン」では、「持続」「安全」「強靱」の観点に留意し、50年、100年先を見据えた地域の水道を理想像としています。

また、岩手県の「新しいわて水道ビジョン」では、将来にわたり水道事業を継続し、これまでと同じように安全かつ安心して利用できる水道水を供給していくためには、的確な財源等の確保により事業運営を行うとともに、効率的で災害時にも安定的に給水できる水道施設を構築し、適切に水質管理を行うことが必要であるとしています。

町の総合計画中期基本計画では人口減少対策・地方創生を課題とする取り組みとして「人をつなぎ、地域をつなぎ、未来(あす)へつなぐまちづくり」を基本方針としています。

このことから、町の水道事業においても国・県の基本理念を尊重し、ビジョンの位置づけと町の総合計画との整合性を図る観点から、「人」と「地域」、「未来」というキーワードを生かし、安定した水が人と地域を支えていること、そして安全な水道を将来へ残したいという思いを込めて基本理念としています。

### (2) くずまきの水道：基本方針

#### 「安全で安定的な水道水の供給を図る」

基本理念のもと安全で良質な水を安心して使い続けられることを重要視し、持続可能な水道事業の実現に向けた基本的な方針とする必要があります。

また、町の総合計画において、水道施設の整備に係る基本方針として「安全で安定的な水道水の供給を図ります」と掲げられていることから、総合計画と整合性を図る観点から同様の基本方針とします。

## 5. 目標と実現方策

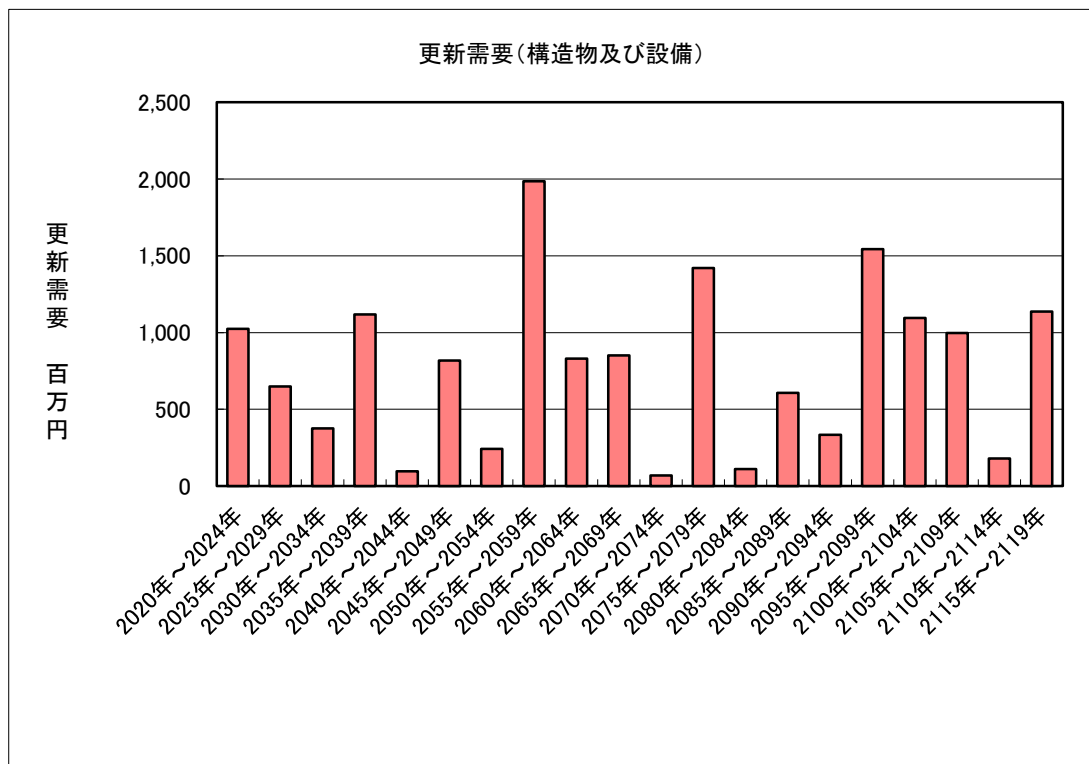
### (1) 水道事業の健全経営【持続】

#### ① 健全経営の維持

平成 29 年度から公営企業会計に移行し、令和元年度に「経営戦略」を策定しています。現在は、経常収支比率が 100%に満たない状況が続いており、安定的な水の供給を図るため、適正な料金収入の確保とより一層の経費縮減が必要です。

「経営戦略」では 10 年間の計画期間中に経常収支比率 100%を超える収支計画としており、5 年を目途に料金改定の検討を行い適正な料金収入の確保に努めます。

また、施設の再構築や規模の適正化を考慮したアセットマネジメントは、簡易支援ツールを利用し、タイプ 1 Aを実施していることから、今後は老朽化する施設更新の平準化を図り、経営戦略を基に適切な維持管理を行います。



## ②運営体制の維持（組織力強化）

水道施設の維持管理は、専門的な知識や技術を要するため、事業を継続する上で人材育成が必要です。現在、町職員で「水道技術管理者」の資格を持つものは 3 名所属していますが、増員のため引き続き研修会に派遣し、技術力、組織力の強化を図り、維持管理体制の構築に努めます。

また、広域連携による業務の集約など今後の水道事業を維持するための体制について県の水道広域化推進プランを基に検討を進めます。

## （2）安全で安定的な水道水の確保【安全】

### ①水質管理体制の構築

毎年度作成する「水質検査計画」に基づき検査、結果公表を行います。

また、「水安全計画」を令和 2 年度中に策定し、水源から給水栓に至る水質管理体制の徹底を図ります。

クリプトスポリジウム(耐塩素性病原微生物)対策については、発生事例はありませんが、引き続き水質検査計画に基づき検査を行い、危険度に応じて処理設備の構築を図ります。

### ②安定的な水道水の確保

水道普及率及び有収率の向上を図るため、上位計画である葛巻町総合計画に基づき、老朽化施設の更新及び石綿セメント管の解消を計画的に行います。

また、各水道施設間の安定供給を継続するため、配水管の連絡管を整備し、施設の効率化を図ります。

## （3）施設の防災対策強化【強靱】

### ①水道施設の耐震化

国の耐震化計画策定指針に基づき、「施設耐震化計画」を令和 10 年度までに策定し施設の耐震化を行います。

### ②危機管理対策の強化

近年増加傾向にある異常気象による自然災害のほか、感染症の流行などに対して対策、強化が必要となっています。災害時の応急活動体制を構築し、具体的な給水体制の確保を図ります。

## 6. 水道ビジョンのフォローアップ

町の水道ビジョンは、令和2年度から令和11年度までの10年間を計画年度としています。その間、水道事業を取り巻く環境の変化に柔軟対応していく体制の構築に努め、町民の評価や意見・要望を取り入れながら、できる限りわかりやすく事業の管理・評価を行い、PDCAサイクルの考え方に基づき水道経営の改善に努めます。

また、県では「いわて水道ビジョン」を令和元年度に公表し、今後「水道広域化推進プラン」を策定する予定であることから、広域化推進プランに基づき広域連携の方向性を確認し必要に応じて改定を行います。

